

瀬戸市子ども総合計画改定業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本市では「子どもの最善の利益の実現」を目的に、未来を担う子ども・若者の健やかな育ちを、まちぐるみで総合的かつ計画的に推進するため、「瀬戸市子どもの総合計画」を策定した。その計画に基づき、新たに「子どもの権利条例の制定」「子ども・若者会議の設置」「子どもの今・未来応援基金の創設」「子ども・若者総合支援拠点の設置」の4つを事業に取り組み、子どもたちが「それぞれの夢・それぞれの自立に向かって、健やかに育つこと」ができるよう、子ども施策を進めてきた。

近年、子ども・若者を取り巻く環境の変化や課題の複合化等により、困難や悩みを抱える子ども・若者が増えており、「子どもの最善の利益（子どもの幸福）の実現のため、行政と地域が連携して、すべての子ども・若者が心身ともに健やかに成長していける地域社会づくり」をしていくことの重要性が増している。

このことから、本市では、地域共生社会の考え方を基に、「子ども・若者の視点」「家庭の視点」「地域の視点」から課題等を捉え、子ども・若者の意見を取り入れながら、事業の発展・改善を通して、本市の子ども施策の目的である「子どもの最善の利益の実現」を目指し、「子どもが幸せを感じられる社会を築くこと」を目標にして当該計画を改定することとした。

2 プロポーザル実施の趣旨

瀬戸市子ども総合計画改定業務は、令和5年度にアンケート調査を実施し、子どもとその保護者並びに若者たちの状況を捉え、課題の整理・分析をしたうえで、令和6年度には先のアンケート結果等に基づき、子ども施策に係る国の方針や、本市の他の関係計画との整合性等を図りつつ計画改定することを一連の業務とした。

この業務を行うに際し、アンケート調査結果を踏まえたデータの収集・集計・分析を効果的に行い、本市の子ども施策に係る現状と課題に対応する計画に改定するため、これまでの実績を勘案し、高度な専門的知識及び意欲的な取り組み姿勢を持つ事業者を公募型プロポーザル方式により事業者を選定することとした。

3 業務の概要

- (1)件名 瀬戸市子ども総合計画改定業務委託
- (2)業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3)契約方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
- (4)契約期間 契約確定日から令和7年3月12日（水）まで。
- (5)委託予定額（消費税及び地方消費税を含む）
令和5年度上限額 3,298,900円（令和5年度アンケート調査業務）
令和6年度上限額 3,182,300円（令和6年度子ども総合計画改定版作成業務）

4 参加資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たしていること。

- (1)直近5年に、子ども関係全般の計画策定及び調査業務（子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者計画、母子保健計画、母子家庭等及び寡婦自立促進計画、子どもの権利保障や子どもの貧困対策等）の計画策定におけるアンケート調査または計画策定業に実績があること。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3)令和4・5年度あいち電子調達共同システム（物品等）で瀬戸市の入札参加者名簿に参加表明書・提案書提出期限までに登録されている者であること。
- (4)本プロポーザルの参加表明書・提案書を提出した日から契約日までの間において、瀬戸市から指名停止措置又は指名見合せ措置を受けていない者であること。

- (5)本プロポーザルの参加表明書・提案書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。
- (7)民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。
- (8)国税、県税、市町村税を滞納していないこと。

5 選考スケジュール

実施内容	期日等
①事業者公募公告	7月10日（月）
②質問受付期限	7月18日（火）
③市質問回答期限	7月21日（金）
④参加表明書・提案書等の提出期限	8月 8日（火）
実施内容	期日等
① 審査会（プレゼンテーション）	8月21日（月）
② 結果の公表	審査会終了後すみやかに連絡
③ 契約に向けた仕様書の調整	8月23日（水）～
④ 契約の締結	9月 1日（金）予定

6 質問の受付について

(1)質問方法

質問を質問書（様式1）に記載し、以下のメールアドレス宛に電子メールで送信すること。
メールアドレス：kodom@city.seto.lg.jp

(2)受付期限

令和5年7月18日（火）午後5時まで

(3)回 答

令和5年7月21日（金）までに市ホームページで公表する。

7 参加表明書及び提案書等の提出について

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（様式2）及び下記に示す提案書類等を受付期限内に提出すること。受付期限内に提出がなかった場合は、参加の意思がないものとする。

(1)提出書類及び部数 ※いずれも任意様式とする。

番号	書類名称	部数	提出上の注意
①	提案書表紙	原本1部	会社名を明記し、社印を押印すること。
②	提案書	6部	記載内容については、本実施要領7(2)を参照すること。 ※但し、社名を記載しないこと
③	会社概要	1部	事業者等の経歴、役員構成、組織体制、従業員数、事業概要及び会社の特徴・強みが把握できるもの。
④	事業実績	6部	4. 参加資格要件(1)に記載した実績が確認できるもの。 ※但し、社名を記載しないこと
⑤	事業執行体制	6部	事業の実施体制（事業責任者及び担当者の氏名・実績・資格等）について記載があるもの。 ※但し、社名を記載しないこと
⑥	見積書	原本1部	仕様書を参考に積算根拠を詳細に記載した、次の2通りの見積書（消

		写し 5 部	費税及び地方消費税を含まないもの) を作成すること。(原本には押印すること) ※但し、写しについては、社名を記載しないこと a) 令和 5 年度に実施する調査業務等に対する見積書 b) 令和 6 年度に実施する策定支援に対する見積書
--	--	--------	--

(2) 提案書について

(ア) 提案書の様式

- ① 提案書の様式は任意であるが、基本的には A 4 版両面印刷で左綴じとすること。
スケジュール等資料の作成上 A 3 版を利用したほうが分かりやすい場合は、A 3 版の利用も可とする。
- ② 提案書には、目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。
- ③ 提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

(イ) 提案書の内容

提案書の作成にあたっては、下記のとおりとする。

- ① 近年の子ども家庭庁の設立や子ども基本法の制定等の国の動向にあわせて、子どもとその保護者及び若者を取巻く環境が目まぐるしく変化するなかで、本市の子ども施策に係る課題を踏まえ、今後の本市における子ども施策を進めるうえで必要な施策の提案とその課題に対するアンケート調査の項目に関する次のもの
 - a 本市の子ども施策に係る課題について
 - ・ 課題及びその理由
 - ・ 課題に対する必要な施策の提案とその理由
 - ・ 施策の提案の実現に向けて活用可能な国等の制度
 - b 課題及び提案された施策に係るアンケート項目の提案
 - ・ 子どもとその保護者及び若者を対象としたアンケート項目の提案
 - ・ アンケート項目の提案の根拠
- ② ①の提案を踏まえて、来年度に改定する瀬戸市子ども総合計画にあたっての基本的な考え方等に係る次のもの
 - ・ 総合計画改定に当たっての基本的な考え方と構成及びその理由
- ③ 作業体制及びスケジュール（2 か年分）

(3) 提出期限

令和 5 年 8 月 8 日（火）午後 5 時必着

(4) 提出先及び提出方法

提出先：瀬戸市健康福祉部こども未来課こども未来係（瀬戸市役所北庁舎 2 階こども未来課）
提出方法：郵送または持参

8 選定方法

事業者の選定は、下記審査会にて最も高い点数を獲得した業者を契約候補者とする。

予め提出された提案書に基づいた、担当者によるプレゼンテーション（20 分以内）及びヒアリング（10 分程度）を実施する。

なお、プロジェクター（端子は VGA、HDMI に対応）、スクリーンは市で準備するが、パソコンは説明者で用意すること。機材設置時間は説明時間に含めないが、速やかに準備できるよう努めること。映写する内容は、事前に提出する提案書の内容から逸脱しないようにすること。

(1) 実施日時（予定）

令和 5 年 8 月 21 日（月）午前 10 時～ ※時間は別途連絡する。

(2) 実施場所（予定）

瀬戸市役所本庁舎 1 階 102 会議室

(3)評価項目

評価項目	評価視点	配点
本市の子ども施策に係る課題	論理的な根拠に基づき課題が抽出されているか	10
	提案された施策が論理的根拠をもって本市の子ども施策の課題解決となっているか	20
	市として活用可能な制度の提案となっているか	10
アンケート調査項目の提案	抽出された課題を的確にとらえたアンケート調査項目となっているか	20
	論理的な根拠をもってアンケート調査項目が提案されているか	20
瀬戸市子ども総合計画改定にあたっての基本的な考え方と構成及びその理由	抽出された課題と提案された施策を踏まえた考え方となっているか	20
	論理的かつ独創的な視点で検討がされているか	20
	本市の今までの子ども施策を踏まえた考え方となっているか	10
	子ども・若者の意見を重要視した考え方となっているか	10
	分かりやすい構成となっているか	20
作業体制及びスケジュール	担当者を複数人配置するなど実施体制は万全か。全体スケジュールは適切か	20
見積書	見積書の価格が、提案書の内容に対して妥当であり、本市の予算額を超過していないか	10
その他	総括責任者、主任・担当研究員は専門的なノウハウや知識を有し、本業務に活かすことが期待できるか。また、質問に対する受け答えは適切か	10
合 計		200

(4)審査及び選定の方法

審査及び選定方法は、瀬戸市職員5名（こども未来課1名、健康課1名、保育課1名、まちづくり協働課1名、学校教育課1名）の選定委員が行い、(3)評価項目に基づき、審査・選定する。

(5)審査結果

審査会終了後、すみやかに連絡する。

(6)その他

プレゼンテーションは、必ず本業務の担当者が行うこと。

9 本プロポーザルにおける契約の範囲

本プロポーザルに伴う業務委託契約期間は2か年である。

なお、契約内容については、プロポーザル内容を受けて、両者協議の上で仕様書を修正して決定する。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- (1)提出書類に虚偽の記載がされているもの。
- (2)選定に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。
- (3)応募資格を欠いていることが判明したもの。

1 1 その他

- (1)本プロポーザルに係る一切の費用は参加事業者の負担とする。
- (2)提出された参加表明書、提案書等は、提出後の変更はできない。
- (3)提出された書類は返却しない。
- (4)提出された書類は、提案者に無断での利用はせず、公表はしない。ただし、開示請求があった場合には、瀬戸市情報公開条例の規定に基づき取り扱うものとする。
- (5)参加表明書の提出後、辞退する場合は、提案書等の期限内に文書（任意の様式）にて申し出ることとし、辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めないものとする。
- (6)審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

1 2 資料持参時の提出・問い合わせ先

瀬戸市健康福祉部こども未来課こども未来係(瀬戸市役所北庁舎 2階)

住 所 〒489-8701 瀬戸市追分町 64 番地の 1

電 話 0561-88-2635

E-mail kodomo@city.seto.lg.jp

担 当 山井・牧村